

都市計画道路補助第154号線（松原二、五丁目）・明大前駅前広場

みちづくりニュース 第2号

発行 平成25年7月

編集 世田谷区道路整備部道路計画・外環調整課

平成25年5月31日（金曜日）、6月1日（土曜日）の2回にわたり、世田谷区立松原小学校体育館にて、都市計画道路補助第154号線（松原二、五丁目）・明大前駅前広場の用地測量に関する説明会を開催しました。

当日は、延べ約110名の皆さまにご参加いただき、貴重なご意見をいただきました。

この「みちづくりニュース第2号」では、当日説明した内容やご意見・ご質問に対する区の考え方についてご報告いたします。



【写真：当日の様子】

〔明大前駅前広場〕

都市計画道路

世田谷区画街路第13号線

（取付道路部分 幅員 21m

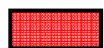
延長 約10m 面積 約300㎡）

（交通広場部分 面積 約2,700㎡）

都市計画道路

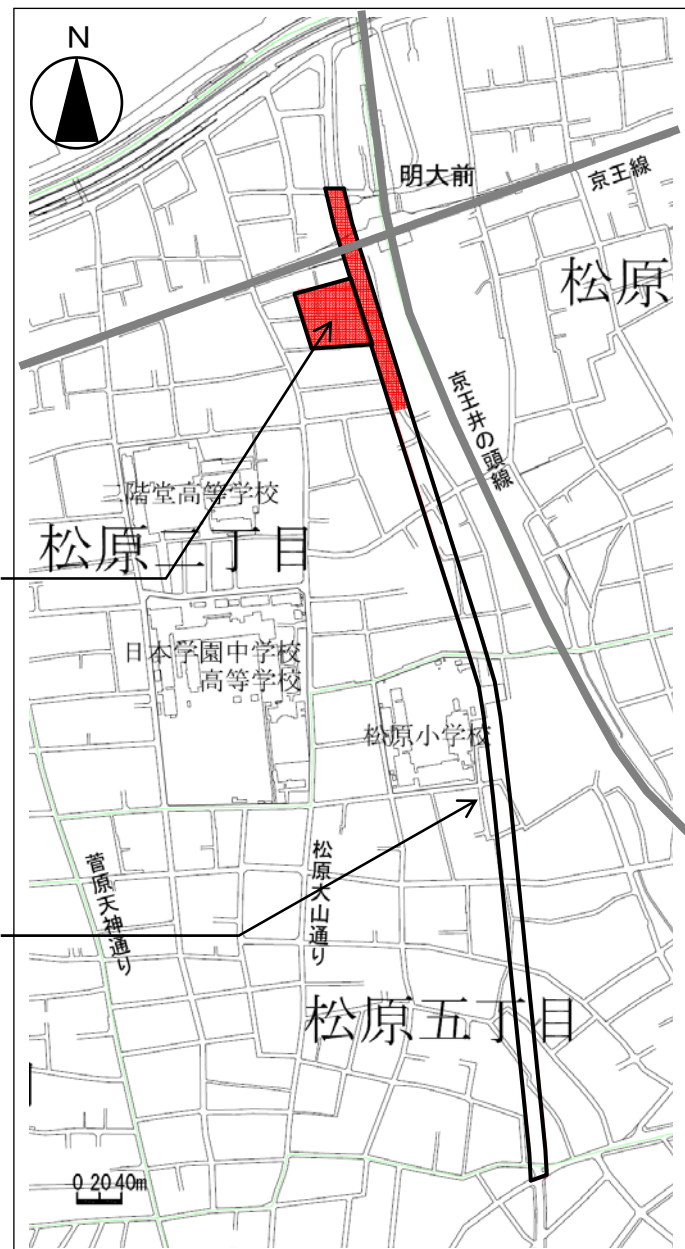
補助線街路第154号線

（幅員 15m 延長 約930m）



先行的に事業に着手する区間

【位置図】



用地測量説明会の説明概要

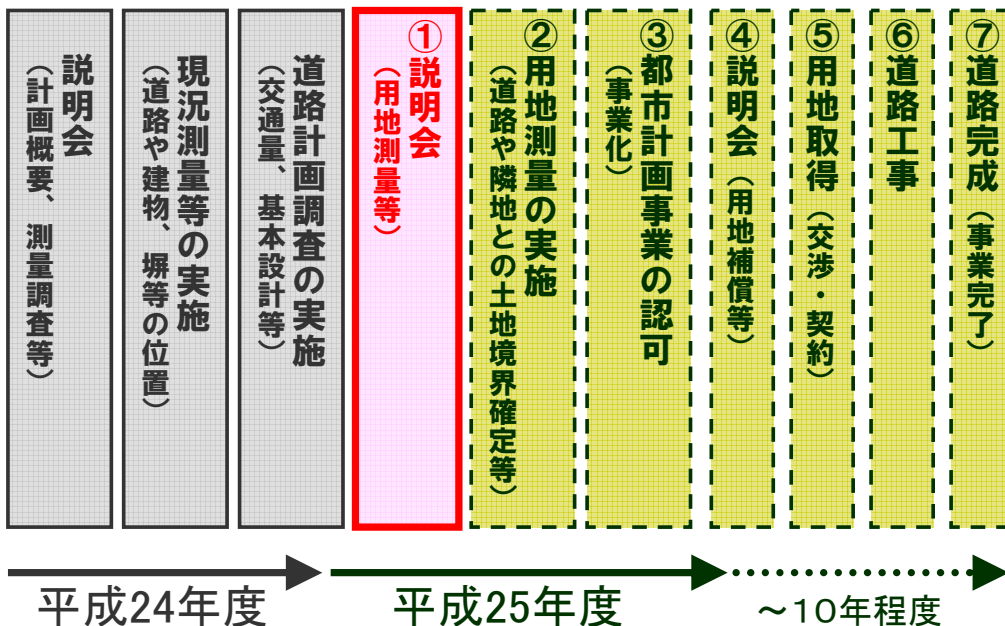
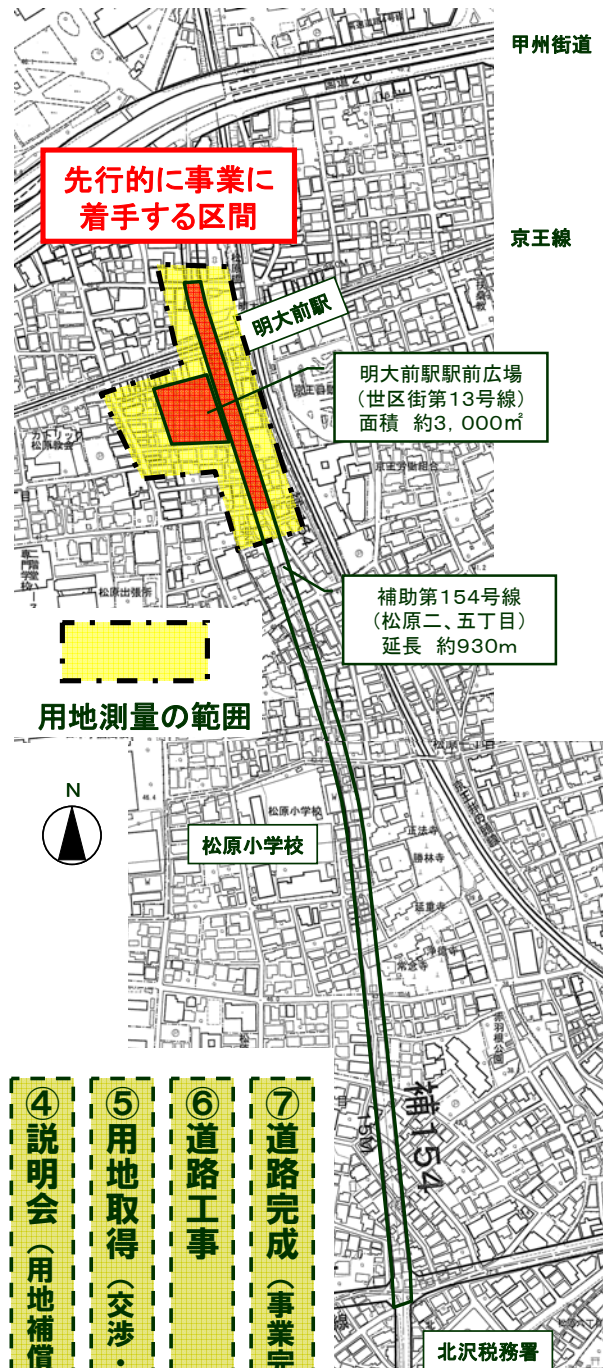
1. 今後のスケジュールについて

事業の進め方は、補助154号線の延長が長いため、早期に事業効果が期待できる駅前広場を含めた北側から先行的に事業に着手します。

先行的に事業に着手する区間については、今年度に用地測量を実施(②)した後、都市計画事業の認可を取得(③)する予定です。事業認可後は、補償内容について説明する用地補償等説明会を開催し、用地取得に向けた個別の交渉・契約、道路の工事などを行います。事業期間は、事業認可から10年程度を予定しています。

今年度に行う用地測量の範囲については、先行的に事業に着手する区間の周辺を含めた範囲で行います。

先行的に事業に着手する区間以外については、京王線連続立体交差事業や区全体の道路事業の進捗などを踏まえて、順次、事業に着手していきます。



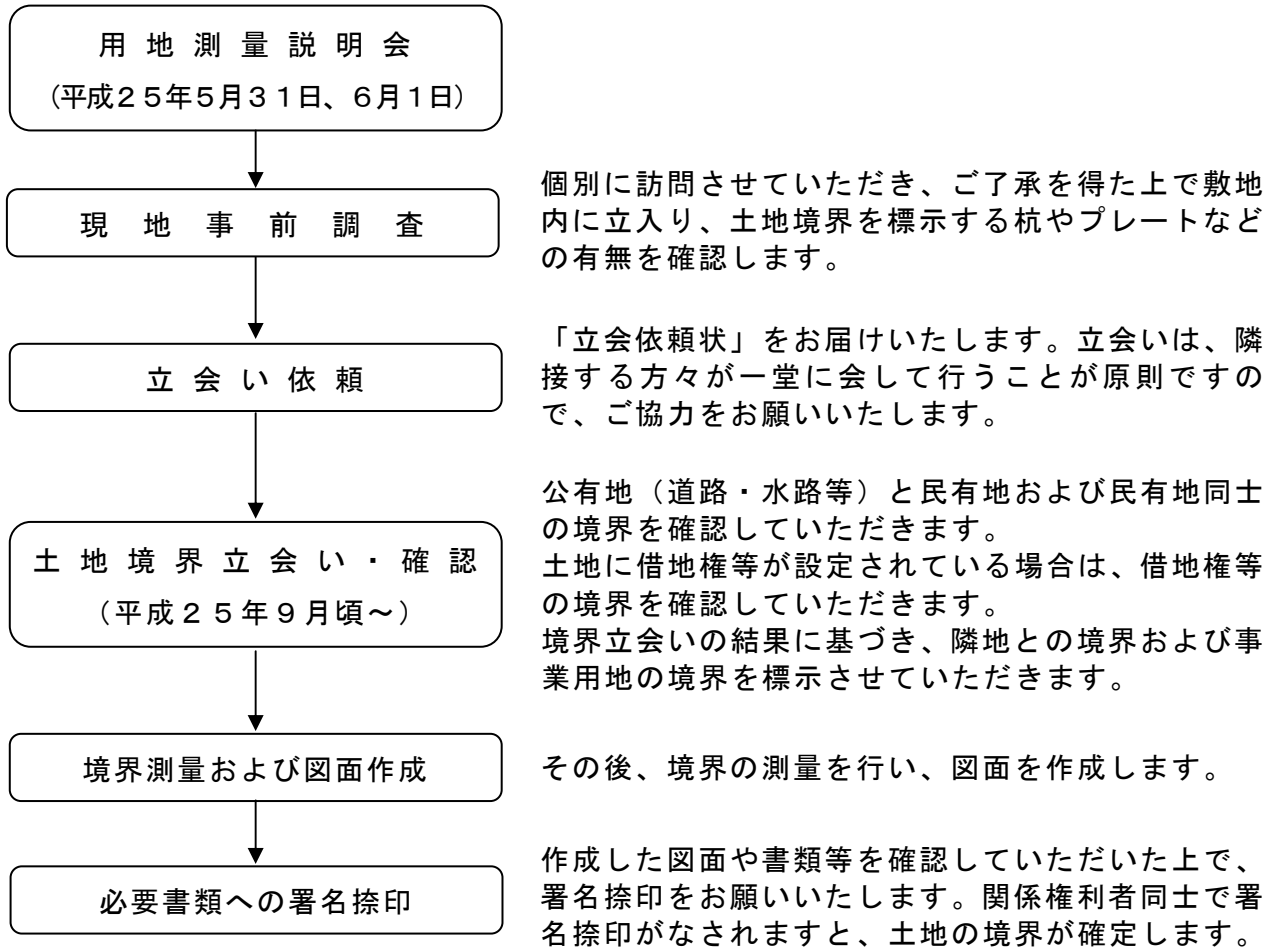
2. 用地測量について

1) 測量作業の目的

用地測量は、都市計画道路のかかる土地について、隣接する公有地（道路、水路など）や民有地との境界などを調査し、確認する測量です。土地境界の確認により、道路事業用地として必要な面積を明確にすることができます。

2) 測量作業の進め方

土地の大きさを正確に測るために、以下の手順で作業を行います。



【測量に際してのお願い】

- ・ 図面を正確に作成するために、土地境界の位置などが記載されている図面（例えば、境界確定図、土地測量図、土地求積図など）をお持ちでしたら参考とさせていただきます。
- ・ 測量作業時は、皆さまの敷地内に立ち入らせていただきますが、その際は、必ず事前にお声をお掛けし、了承を得てから立ち入ります。また、必要に応じて測量委託業者よりご連絡させていただくこともあります。
- ・ 測量作業予定時間は、原則として平日の午前9時から午後6時とします。
- ・ 大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご協力をいただけますよう、よろしくお願い致します。

【測量委託業者】

東光測量建設株式会社 担当者 関根

住 所 東京都新宿区西新宿4-15-22

電話番号 03(3376)0111 携帯電話 090(1844)7406

※測量作業を行う者には、世田谷区が発行する身分証明書を携帯させ、「世田谷区」と書かれた腕章を着用させます。

主なご意見・ご質問について（Q. 出席者のご意見等 A. 区の考え方）

1. 事業概要について

Q. 駅前広場の計画をいつ決めたのか？

A. 駅前広場については、平成24年10月に世田谷区が都市計画決定しています。平成21年に京王線沿線駅前広場基本構想、平成22年に都市計画素案、平成24年に都市計画案の説明会を開催して、都市計画法で定められた手続きにより世田谷区都市計画審議会で審議され、計画決定しています。

Q. 駅前広場の計画地周辺の地形には起伏があるが、高低差をどのように対応するのか？

A. 駅前広場や補助154号線の計画高については、ユニバーサルデザインや沿道敷地への影響に配慮しながら検討していきます。

Q. 松原大山通りなどの既存道路を拡幅すれば地域への影響が少なくなるのではないのか？

A. 都市計画道路は、特別区（23区）全体で道路ネットワークを形成しています。道路機能としては都市計画道路を繋げる必要があることから、道路ネットワークが形成できるよう補助154号線を整備していきます。

Q. 補助154号線と甲州街道の交差点はどうなるのか？

A. 明大前駅から北側の補助154号線は整備済みであり、甲州街道（下りの側道）からは左折でしか入れず、補助154号線からは左折でしか甲州街道（下りの側道）に出られない状況になっています。

右折できる交差点化については、都市間の広域的な交通を円滑に処理する甲州街道の役割、甲州街道の上下線間の高低差や首都高速道路の橋脚などの構造的な要因などから現時点では困難です。

今回の補助154号線の整備では右折ができる交差点化は考えていません。

Q. バス路線の新設として、具体的なバスルートを想定しているのか？

A. 世田谷区都市整備方針において、補助154号線を主要生活交通軸として位置づけており、明大前や梅ヶ丘、区役所周辺などの地域生活拠点を結ぶ公共交通としてバス路線が必要と考えています。具体的なバスの運行方法については、今後、道路事業の進捗に合わせてバス事業者と調整していきます。

2. 用地測量について

Q. (先行的に事業に着手する区間) 用地測量の期間はどのぐらいになるのか？

A. 用地測量の期間については、今年度末までを予定しています。

Q. 土地境界の立会いにより、登記している土地面積と異なった場合はどうなるのか？

A. 土地境界の位置によっては登記している土地面積と異なる場合もあります。土地境界の位置については、土地所有者同士の話し合いで決めていただきます。

Q. 用地測量を断ることはできるのか？

A. 用地測量は、土地境界を調査・確認する測量作業です。この測量作業により、道路事業用地として必要な面積が明確になるため、ご協力をお願いします。ご協力いただけない場合は敷地内への立ち入りなどは行いません。

3. 事業スケジュールについて

Q. 用地補償等説明会の実施時期は？

A. 用地補償等説明会は、事業認可後、すみやかに開催する予定です。事業認可については、平成25年度中の取得を目指して取り組んでおり、用地補償等説明会の具体的な日程が決まりましたら改めてお知らせします。

Q. 先行的に事業に着手する区間以外の事業スケジュールはどうなっているのか？用地測量の実施時期は？

A. 先行的に事業に着手する区間以外については、京王線連続立体交差事業や区全体の道路事業の進捗を踏まえて、順次、事業に着手していきます。具体的な時期は決まっておきませんが、事業着手の準備段階になったら、説明会等を開催し、用地測量に取り組んでいきます。

4. その他について

Q. 詳しい補償内容を教えて欲しい。

A. 都市計画事業の事業認可後に、補償内容について説明する用地補償等説明会の開催を予定しています。個別の補償内容については、建物等の調査が必要になるため、用地補償等説明会以降に個別に対応します。

Q. 用途地域の変更などの街づくりを考えているのか？

A. 明大前駅周辺は、鉄道や道路の整備により街が大きく変わります。今後、区では駅前広場やその周辺の街づくりについて、地域の方からご意見を伺い、世田谷区街づくり条例に基づく「地区街づくり計画」を策定します。策定の検討の中で、用途地域の変更が必要となれば、区として対応します。

お問い合わせ先

世田谷区 道路整備部 道路計画・外環調整課 担当 杉山、井澤、大関 〒154-8504 世田谷区世田谷4-24-1 (区役所城山分庁舎3階) 電話 03(5432)2581 FAX 03(5432)3067

※みちづくりニュースや説明会で使用した説明資料については、区のホームページで公開しています。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/124/379/381/d00122153.html>